

協議離婚のときは証人2人が必要
直筆で署名

受理	令和	年	月	日		
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

(フリガナ)		夫 ガイム タロウ		妻 ガイム ハナコ	
(1)	氏 名	外務 太郎		外務 花子	
	生 年 月 日	昭和 49 年 6 月 23 日		昭和 53 年 5 月 21 日	
	住 所	ドイツ連邦共和国ハンブルク州 ハンブルク市ムスター通り 5 番		ドイツ連邦共和国ハンブルク州 ハンブルク市ハーフェン通り 19 番	
(2)	本 籍	東京 都 千 代 田 区 霞 が 関 二 丁 目 2 番地 番			
	(夫または妻が外国人のときはその国籍)	筆頭者の氏名 外務太郎		(☐ 夫 ☐ 妻 の国籍)	
	父母及び養父母の氏名 父母との続柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	夫の父 外務 一郎 母 奈津子	続き柄 長 男	妻の父 自治 修 母 貴子	続き柄 二 女
		養父 養母	続き柄 養 子	養父 養母	続き柄 養 女
(3)	離 婚 の 種 別	☒ 協議離婚 ☐ 調停 年 月 日 成立 ☐ 審判 年 月 日 確定		☐ 和解 年 月 日 成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日 認諾 ☐ 判決 年 月 日 確定	
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる 婚姻中の氏(外務)を継続して称する場合は、この欄は記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届」を出してください。 京都市北区小山初音町 1 8 番地 番 筆頭者の氏名 自治 花子			
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 未成年の子がいるときは、親権について記入してください		妻が親権を行う子 外務 颯太	
(6)	同 居 の 期 間	(同居を始めたとき) 平成 2 3 年 5 月から (別居したとき) 令和 5 年 9 月まで			
(7)	別居する前の住所	ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市ムスター通り 5 番 番地 番 号			
(9)	別居する前の世帯の主な仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☒ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯			
(10)	夫 婦 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業		妻の職業	
	そ の 他	直筆で署名 ↓ 未成年の子がい こちらのチェッ お願いします→			
	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 外 務 太 郎 印		妻 外 務 花 子 印	

Tel. 0123-456789)
Address Hafenstr. 19, 20000 Hamburg

証人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)		
署名 (※押印は任意) 生年月日	山田 信二 印	シュミット, マリー Marie Schmidt 印
	昭和 37 年 10 月 8 日	西暦 1980 年 2 月 2 日
住所	ドイツ連邦共和国ニーダーザクセン州 ハノーファー市ライプニッツ通り 15 番	ドイツ連邦共和国シュレスヴィヒホルシュタ イン州リュエベック市マルクト通り 5 番
	埼玉県さいたま市大宮区 中央五丁目 3 番地 番	国籍 ドイツ連邦共和国 番地 番

1. 届書はすべて日本語で書いてください。
この届書は長年保存されますので、鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
2. 夫婦の一方が外国人のときは、日本人について本籍と筆頭者(戸籍の一番最初に書いてある人)の氏名を書き、外国人についてカッコ内にその国籍を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とするものは、国籍に代えて地域を記載することができます。
①台湾
②パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
3. 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
4. □にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
5. 日本国籍を有する未成年の子があるときは、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかをきめて書いてください。
6. 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
7. 別居する前の夫婦の共通の住所を書いてください。
8. 外国の法律で協議離婚したときは、3か月以内に離婚証明書をそえて出してください。外国の裁判所で離婚したときは、裁判が確定した日から10日以内に原告から判決書の謄本及び確定証明書をそえて出してください。なお、この10日を経過しても原告が届出しないときは被告から届出できます。いずれの場合も証人欄の記載は不要ですが、外国文の証明書には翻訳者を明らかにした訳文を添付してください。また、「その他」欄には、協議離婚したときは、離婚確定年月日及び離婚の方式を、離婚判決による場合は、離婚確定年月日及びその裁判所名を記載してください。
9. 届書は2通出してください。
10. 戸籍謄本は原則として不要ですが、本籍地において戸籍情報が電算化されていない方については、戸籍謄本の提出が必要となります。
11. 届出人や証人の署名は、はっきりと読めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合はその「よみかた」をカタカナで併記してください。
12. 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

(面会交流)

☐ 取り決めしている。

☐ まだ決めていない。

(養育費の分担)

☐ 取り決めしている。 取決め方法：(☐ 公正証書 ☐ それ以外)

☐ まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

